

## 梶ヶ浜地区公共施設に係る指定管理者の候補者の選定について

梶ヶ浜地区公共施設（梶ヶ浜観松園、コテージ梶ヶ浜、海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センター及び貝と海藻の家）の指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

### 1 施設の概要

#### (1) 梶ヶ浜観松園

所 在 地	吳市下蒲刈町下島10839番地の16
設 置 目 的	恵まれた環境の中での余暇を過ごす場を提供し、野外活動を通じての健全な心身の育成及び休養に資するための施設として設置する。

#### (2) コテージ梶ヶ浜

所 在 地	吳市下蒲刈町下島10839番地の16
設 置 目 的	農林漁業体験等を通じて都市住民との交流を深め、もって農林漁業の振興と地域の活性化に寄与するための施設として設置する。

#### (3) 海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センター

所 在 地	吳市下蒲刈町下島10839番地の16
設 置 目 的	農林水産業の活性化及び振興を図るとともに、地域の活性化及び市民福祉の増進に寄与するための施設として設置する。

#### (4) 貝と海藻の家

所 在 地	吳市下蒲刈町下島10839番地の16
設 置 目 的	美術、歴史遺産及び自然科学資料に関する市民の知識及び教養の向上を図り、文化の発展及び生命の尊厳を学び、並びに教育、学術研究及び文化交流に資するための施設として設置する。

### 2 公募の概要

#### (1) 受付期間 令和7年8月12日（火）から令和7年9月19日（金）まで

#### (2) 申請者

団体名	団体所在地	代表者氏名
ビルックス株式会社	吳市阿賀南1丁目8番49号	藤井 聖

### 3 審査の概要と結果

#### (1) 審査方法

応募者が1者であったため、梶ヶ浜地区公共施設の指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類（及びヒアリング等）をもとに、各委員が採点ではなく審査基準ごとに、その適否を審査しました。

#### (2) 審査基準

審 査 基 準	主な評価の視点	配点
①事業計画書等の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること。	・利用者の平等な利用の確保	適・否 ※否は失格
②事業計画書等の内容が、施設の適切な維持管理を図ることができるものであること。	・施設の設置目的や性格等について理解 ・適正かつ確実な維持管理に係る体制（人員配置等） ・再委託業務の適切実施	適・否 ※否は失格

③事業計画書の内容が、施設の利用促進が図られるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の利用促進に係る具体的な取組や、自主事業の実施計画</li> <li>利用者ニーズの把握や、その反映等</li> <li>利用案内や広報活動などの取組</li> </ul>	適・否 ※否は失格
④事業計画書及び収支予算書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正管理可能な収支計画</li> <li>管理経費縮減の工夫</li> </ul>	適・否 ※否は失格
⑤施設の管理を安定して行う能力を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の経営状況の安定性</li> <li>適切な人員配置体制</li> <li>苦情・事故等対応の体制</li> <li>類似施設等の管理実績</li> </ul>	適・否 ※否は失格
⑥事業計画書等の内容が、施設の設置目的や特性に対応し、地域の活性化が図られるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の特長の活用</li> <li>地域との連携や貢献</li> <li>海水浴シーズンの来園者の利便性</li> <li>貝と海藻の家及び付帯施設の活用</li> <li>海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センターの活用</li> <li>農林漁業体験の提案等の地域活性化策</li> </ul>	適・否 ※否は失格
<b>総合判定</b>		適・否 ※否は失格

### (3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、ビルックス株式会社を本施設の指定管理者の候補者に選定しました。

応募者	ビルックス株式会社	<b>【評価した点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現指定管理者により、施設はきれいになり、かなり改善され、施設を適切に管理運営するノウハウと実績を有していること。</li> <li>市内の観光施設との連携や、地域食材を積極的に活用されるなど地域活性化や利用促進につながる計画がされていること。</li> <li>特徴的なレンタサイクル事業やワーケーションの計画など、サービスや収益の向上につながる自主事業を積極的に実施する提案となっていること。</li> </ul>
総合判定	適	
【内訳】		
審査基準①	適	
〃 ②	適	
〃 ③	適	
〃 ④	適	
〃 ⑤	適	
〃 ⑥	適	

**4 指定期間** 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 5 委員会の議事概要

#### (1) 選定委員会の開催状況

- ア 開催日時 第1回 令和7年10月 1日（水）  
 　　第2回 令和7年10月17日（金）
- イ 開催場所 第1回 呉市役所本庁舎会議室  
 　　第2回 呉市役所本庁舎会議室
- ウ 出席者 民間の学識経験者 4人, 呉市職員 1人 計 5人

## (2) 議事概要

### ア 主な意見等

- ・ワーケーション利用促進のための具体的なプロモーション方法を確立してください。
- ・教育機関の利用促進も検討してください。
- ・呉市所有の文化施設・観光施設・教育施設の指定管理者間のネットワークを是非持って頂きたい。

### イ 委員会の結論

指定管理者の候補者の選定に関する事項等の評価の結果、ビルックス株式会社は候補者として適当であると認められる。

**【問い合わせ】呉市産業部農林水産課（電話 0823-25-3317）**